

世帯と人口
6月1日現在

人口	322,851	前月比 +139
男	160,829	+81
女	162,022	+58
世帯数	139,702	+494

(住民基本台帳による)

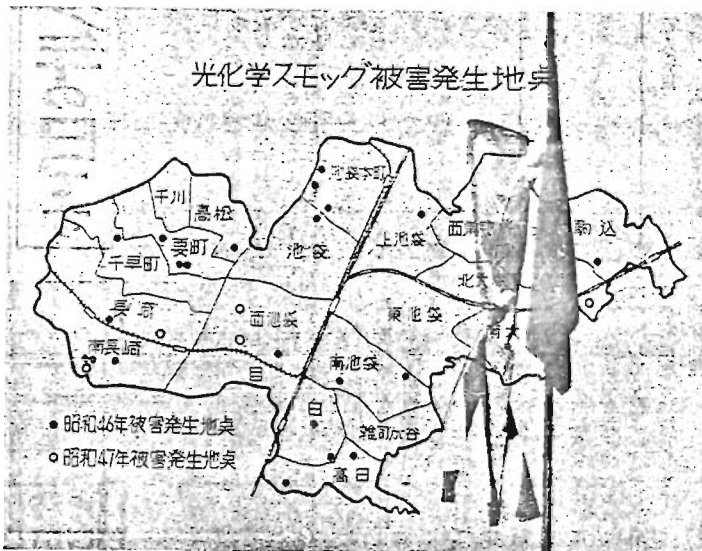
広報 豊島

発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋 1-18-1 ☎〔981〕1111 千170 編集 広報室

ズバリお聞かせください

981-1133
い い み み へ

この電話は夜間・休日でも利用できます。区政に対する意見要望・苦情をお聞かせください。(休務時間中は区民相談室一内線 472・475で受けています。ご利用ください)



光化学スモッグ

強化された対策

予想される発生回数の増加

区民のみならず、今年度の光化学スモッグの発生状況は、昨年より二十日も早く、発生し始めた。豊島区でも五月三十日に道南中学校で二十名、六月二日長崎中学校で三十名などの被害が出ており、今年も相当数の発生と被害が予想されます。

自動車の排気ガスが原因？
部では「東京スモッグ対策研究プロジェクトチーム」をつくり、光化学スモッグの発生機構や保健対策などを調査研究していますが、今年の被害発生状況は、オキシダント濃度がわりあい低い。〇・〇五ppmくらいで発生するなどまだ正体は不明といえます。

parts per million
ppmとは、百万分の一という意味で、濃度や含有率を示すときに用い、気体の場合は容積比で表示します。たとえば空気一立方メートル中に一酸化炭素が一立方センチメートル含んでいるときは一酸化炭素ガス濃度は一ppmとなります。

自動車等から排出される炭化水素や窒素酸化物が太陽の紫外線をうけて化学変化してできるのが、具体的にはどのような条件のもとに、どのように発生するかという事は明らかになっていません。

監視体制と発令規準は
部では、今年新たに立川、田無、青梅、町田の四か所(都内合計十四か所)にオキシダント測定機を設置して監視体制を強化するとともに、光化学スモッグの発生を知らせる注意報等の発令地域を、これまでの汚染状況・被害状況・地形などを検討して、東部・中部・西部・多摩南部の四ブロックに編成替えをし(豊島区は中部地域に所属し、ほかに練馬、板橋、北など十三区と三市が属しています)、また各地区ごとの基準により発令しています。

- ◎オキシダント濃度が〇・一五ppm以上のとき 注意報
- ◎オキシダント濃度が〇・三ppm以上のとき 警報
- ◎オキシダント濃度が〇・五ppm以上に達したとき 重大緊急報

みなさんへのお知らせ
部では、その緊急度合いに応じ工場などに使用燃料を削減するよう勧告したり、事態によっては公安委員会に自動車の交通規制を要請するなどの対策を講ずるとともに、テレビ・ラジオを通じてみなさんに発生をお知らせします。ドライバーの方には道路交通情報センターなども連絡をとってお知らせします。

区、小・中学校、保育園、体育館、図書館等の区有施設に連絡します。連絡を受けた施設は光化学スモッグ発令中の黄色のたれ幕を掲出しますが、さらに小・中学校においては、

特別職報酬等審議会開かれる

豊島区では、去る五月二十六日(土)の十人の方を特別職報酬等審議会委員に委嘱しました。この審議会は、「東京都豊島区」の議会の議員の報酬の額並びに区長、助役及び収入役の給料の額を改定する必要があると思われるので、貴会の意見を求める」という区長の諮問に基づき特別職の報酬等の額を審議するものです。

東京都豊島区特別職報酬等審議会委員名簿

氏名	住所
浅野 武雄	高田3の30の3
金谷 勇	南池袋4の14の1
武部 りつ	西池袋2の19の17
寺田 茂	池袋2の32
長谷川月男	窪町が谷1の5の10
村井 春起	南大塚1の8の8
茂木 英助	長崎1の24の14
元谷 宇吉	長崎5の1の31の100
山田 亨一	南大塚1の33の11
吉田 五男	南池袋2の9の4

▽注意報黄色の吹き流し
▽警報赤色の吹き流しをポールに出します。また消防署・区の広報車が区内を巡回して発令をお知らせします。

◎なるべく外へ出ない。
◎屋外運動をやめて室内に入る
◎学校、保育園、幼稚園などは、屋外運動をやめて屋内に入り、なるべく窓なども閉めてください。

◎カーテンを引くだけでも光化学スモッグが室内に入るのを防げます。
◎自動車をお持ちの方は、なるべく運転をしないでください。

本区における特別職(区長、助役、収入役)の給料は、昭和四十三年以降今日まで据え置かれたままですが、その間、国民経済における一般消費物価は毎年高騰し、一般職の職員の手取りは東京都人事委員会の勧告にもとづいて、年々あがっている状況です。

また、最近では都から区へ移設される事務事業量の増大にとともに、行政需要が増加するにつれて、一段と住民要求が高まっています。そのために議会の権限も必然的に拡大され、区議会議員の職務内容も非常に専門的、常勤職的になっておりますので、この際検討をさせていただいたため諮問されたものです。

◎眼がチカチカしたり、のどが痛くなったりしたときは、室内に入り、すぐ洗顔やうがいをしてください。
◎洗顔、うがいをしても様子が変わらないうときは、胸が苦しくなったりしたときは、医師の診断を受けて下さい。

◎被害にあつたら保健所へ
豊島池袋保健所 豊島一七二
豊島長崎保健所 豊島一八九
※なお、土曜日の午後・日曜日、雨でない場合は、公費課の職員が出勤していますので、お問い合わせの場合は、公費課(内線333)へご連絡ください。

囁状が交付されたあと、委員の紹介、会長の互選が行なわれ、元谷委員が会長に選ばれました。引き続き審議にはいり、事務局から提出された各種の資料についての説明があった後、会の運営について協議した結果

一 公開にすること
二 施行採決はしないこと
の二点について申し合せが行なわれました。
第二回の審議会は、六月六日午前十時から区役所会議室で開かれ、まず前回申し合せがされた公開について、具体的にどうするか協議されました。

その結果、公開とは特に秘密にしないという建前をとりつつ審議に支障を来さない範囲内で、加えて会議室等の関係により傍聴者を制限することも止むを得ないとの意見が大勢を占めました。
審議は、十八種類の資料についての説明のうち、意見の交換が行なわれ、委員から次回(六月十六日)の審議会に必要な資料の要求が出されました。

児童手当

所得制限額が

引き上げられました

六月からつぎの表のように、所得制限額の引き上げが行なわれました。

該当される方は、お問い合わせのうえ申請してください。

所得制限額	家族の人数
1,302,000	1人
1,437,000	2人
1,572,000	3人
1,707,000	4人
1,842,000	5人
1,977,000	6人
2,112,000	7人
2,247,000	8人
2,382,000	9人以上

※所得額は、昭和四十六年分です。

- ①区内にお住いで、つぎに該当する方は、児童手当(内線358・357)までお問い合わせください。
- ②三人目の児童が生まれた場合
- ③離婚等で、父または母のどちらかが児童を扶養している場合
- ④身体障害の程度が二級の児童



海老沢家での採訪

「豊島区史」の編さん
この資料をお持ちでは?

区内には、区民のみならず、親しみをもってお読みになれるような内容の、いわゆる「区民のための区史」を刊行するため、たまたま資料あつちを進めています。現在までに、区内外の資料所蔵機関や区民のみならずのご協力をいただいております。みなさんのお宅にうずもれている古いものを今一度お調べ

て、事務処理がされますので、汚したり、ピンで止めたり、折ったりしないよう、ご注意願います。

前納で報奨金を、特別区民税・都民税を納める際、その納期分とあとの納期分をあわせて納めると報奨金が支払われます。

報奨金は、銀行・信用金庫などで納税した場合、貸付金(税金から差し引く)の方法でお支払いしますので、あらかじめ報奨金の額だけ差し引いて納めることができます。

ただし、郵便局では、この取り扱いはしていません。

・計算方法については、納税通知書の裏面にのらんでください

・均等割の方と報奨金が30円未満の方は除かれます。

納税通知書についてのお願い

本年度から特別区民税・都民税の収納事務が電子計算機により処理されることになりました。その方法は、O・C・R(光学文字読取装置)によって機械処理されることとなります。

したがって、納税通知書の紙質・様式などが変わりました。納税通知書に記載された文字を直接機械に読ませることによって江戸時代の「墨で書いた古い書きつけ(たとえば大福帳など)」「絵図・地図」「民具・農具など道具類」など、「地図」「戦前・戦中・終戦時の写真」「戦時記録」「家計簿類」などを(存知の方は、ぜひ当室までお知らせください。係員が順々にお伺いいたしております。めずらしいものなど収集した場合には、この紙面でご紹介するつもりです。

「豊島区史編さん室」
東池袋一丁目二十の十
豊島区民センター内
(03)一一二一 内線74

調査 世論 政区

◆区では、区民のみならず、区民の生活環境や生活意識、町づくりや区政への要望などについてお聞きし、これを区政の参考にするため「豊島区政世論調査」を行ないます。

◆七月上旬から中旬にかけて調査員(都政調査会調査員)が伺いますので、調査の対象になられた方は、ご協力くださるようお願いいたします。

◆なお、調査の結果は、この「広報としま」でみなさんにお知らせします。

ご協力ください

7月1日 区立プール オープン!!

水の季節がやってきました。区立豊島プール・幼児用プールを七月一日からオープンします

所在地は、南長崎六のの二十(西)二二三六

西武線東長崎駅南口下車徒歩七分

豊島プール(公認50mプール)開設期間

七月一日から九月十日まで

一日四回二時間単位の入れ替わり

管制

①午前9時から11時まで

②午前11時40分から午後1時40分まで

③午後2時20分から午後4時20分まで

④午後5時から午後7時まで

料金 おとな 40円
二時間 おとも 20円

お預け

小学生以下の入場者には、一人につきおとな一人が付き添っていただきます。また中学生は、生徒証を持参し、係員に見せていただきます。

幼児プール

(水深30センチと40センチの水遊び用プール)

開設期間

七月一日から八月三十一日まで

開設時間

午前9時から午後5時まで

(正午から午後一時までの間は休憩)

料金は、いりません。

お預け、必ずおとなが付き添って入場してください。

6月期区政連絡会が開催されました

六月の区政連絡会は五日(月)から十五日(木)まで十一地区で開催され、身近な問題について各委員(町会長)の話し合いが行なわれました。

案件は、

▽豊島区ゴミ減量運動の推進について

▽ひとり暮らし老人・残たきり老人の対策について

▽保健所からのお知らせ(つゆどきの衛生、消化器系伝染病の予防について)などでした

※区政連絡会の担当は、区役所区民課庶務係(内線361・362)です。

7月分予定納税額の減額申請はつぎの事由などで、通知された予定納税額より、少なくなる見込まれる方は、予定納税額の減額申請を、7月15日までにすることになります。

- ①廃業、休業、職災または失業
 - ②営業不振などで47年分は46年分の所得より明らかに少なくなる見込まれる
 - ③災害、盗難横領により事業用資産に損害を受けた、または損額控除を受けられた
 - ④多額の医療費を支出したための特除が新たに受けられる、または控除額が増加した
 - ⑤新たに配偶者を除く、または障害者、老年者、寡婦、勤労学生に該当することになったなどの場合です。
- くわしくは所得税課第一部門(03)一一二一(内線361)へ。

官公所たより

◆固定資産税・都市計画税第二期の納期は7月31日まで

豊島税務事務所から

郵便局、銀行、信用金庫・組合などの窓口で取り扱っています。

◆水道メーターを大切に

水道局北部第一支所から

水道メーターの上のものを置かないよう、また、いづれにしておくと心にかけてください

増改築などでメーターが室内や床下になるような場合は、見やすいところに移動してください

◆7月分所得税第一期の納期です

豊島税務事務所から

納税は7月31日までに必ずおこなってください。あなたの納める税額は6月15日送付した「47年分所得税の予定納税額通知書」の第一期分(予定納税額)の通知です。

振替納税をご利用の方には、当署から納付書と振替金控除印を送付し、7月31日に振替手続きが行なわれます。納税額に見合う預金を確認しておいてください。

催し

◆洞雲寺 寺宝展

7月1日から9月25日までの日曜・祭日のぞく午前九時から午後4時30分まで。区民センター五階史料展示室で。展示物は、秘伝延命地蔵尊をはじめ、仏像、書画など洞雲寺の文化財。入場無料

◆南長崎児童館七月の行事

7月7日(金) 午後2時30分 なたにたまつり

7月12日(水) 午後6時かららびっくおふあふ会

7月15日(土) 午後2時30分 キャンプ参加者打ち会

7月22日(土) 夏まつり

◆レコードコンサート

毎週水曜午後6時から区民センター音楽室で開いています。

7月5日はセナード特集でチャイコフスキー「花菜セナード」モーツァルト「アイネクライネナハトムジーク」他。12日は音楽評論家の水田文夫氏の解説を加え、「ジャンソンとフレンチポップス特集」19日は音楽評論家馬直美氏の解説を加えた「ハイランド特集」26日「山は呼ぶ山の音楽特集」くわしくは文化係(内線361)へ。

◆区民キャンプ村開設

ことしも、区民キャンプ村を開設します。

場所 山梨県清里高原

期間 7月22日～8月10日

受け付け 7月1日から申込み・問い合わせ先 体育係(内線361)へどうぞ。

◆工業経営講座

工業経営の近代化および健全な発展を推進する一助として、つぎのとおり講座を開催します。

日時 7月3日(月)

午前10時～午後4時

場所 区民センター第五会議室

講師 産業能率短期大学長 小野寛徳

参加資格 区内中小企業経営者、経営幹部等先着50名

申込み 6月26日から電話で商工係(内線361)へ。

告知板・こくちばん

◆7月分予定納税額の減額申請はつぎの事由などで、通知された予定納税額より、少なくなる見込まれる方は、予定納税額の減額申請を、7月15日までにすることになります。

①廃業、休業、職災または失業

②営業不振などで47年分は46年分の所得より明らかに少なくなる見込まれる

③災害、盗難横領により事業用資産に損害を受けた、または損額控除を受けられた

④多額の医療費を支出したための特除が新たに受けられる、または控除額が増加した

⑤新たに配偶者を除く、または障害者、老年者、寡婦、勤労学生に該当することになったなどの場合です。

くわしくは所得税課第一部門(03)一一二一(内線361)へ。

告知板・こくちばん

◆7月分予定納税額の減額申請はつぎの事由などで、通知された予定納税額より、少なくなる見込まれる方は、予定納税額の減額申請を、7月15日までにすることになります。

①廃業、休業、職災または失業

②営業不振などで47年分は46年分の所得より明らかに少なくなる見込まれる

③災害、盗難横領により事業用資産に損害を受けた、または損額控除を受けられた

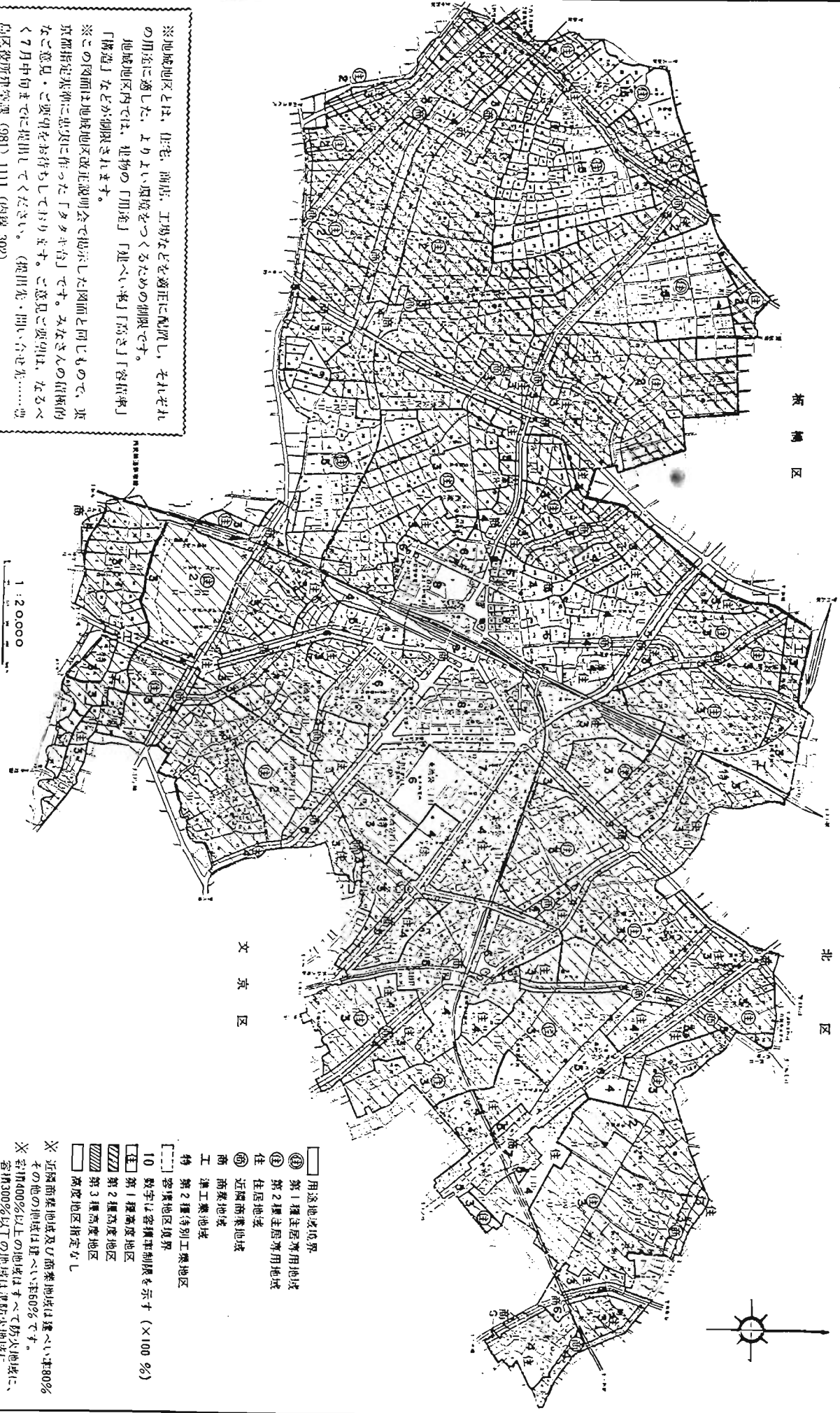
④多額の医療費を支出したための特除が新たに受けられる、または控除額が増加した

⑤新たに配偶者を除く、または障害者、老年者、寡婦、勤労学生に該当することになったなどの場合です。

くわしくは所得税課第一部門(03)一一二一(内線361)へ。

豊島区地域地区改正案

作成 昭47.5.9
北 区



文 京 区

板 橋 区

※地域地区とは、住宅、商店、工場などを適正に配列し、それぞれの用途に適した、よりよい環境をつくるための制度です。
地域地区内では、建物の「用途」「建ぺい率」「高さ」「容積率」「構造」などが制限されます。
※この図面は地域地区改正説明会で提示した図面と同じもので、東京都指定基準に忠実に作られた「タタキ台」です。みなさんの積極的なご意見・ご要望をお待ちしております。ご意見ご要望は、なるべく7月中旬までに提出してください。(提出先・問い合わせ先……豊島区役所建築課(981)1111(内線302))

- 用途地域境界
 - ① 第1種住居専用地域
 - ② 第2種住居専用地域
 - ③ 住居地域
 - ④ 近隣商業地域
 - ⑤ 商業地域
 - ⑥ 工業地域
 - 特 第2種特別工業地域
 - 容積率地区境界
 - 10 数字は容積率制限を示す(×100%)
 - 第1種高度地区
 - ▨ 第2種高度地区
 - ▧ 第3種高度地区
 - 高度地区指定なし
- ※ 近隣商業地域及び商業地域は建ぺい率80%
その他の地域は建ぺい率60%です。
※ 容積400%以上の地域はすべて防火地域に、
容積300%以上の地域は準防火地域に、
なります。